

認定こども園須津幼稚園募集要項

園目標「げんきなこ・がんばるこ」

★ 0才から満3才 保育(教育)目標 ★

- ① やってみよう！ 個人の成長に合わせて生活習慣の自立を目指します
安全に気を配りながらいろいろな遊びを楽しみます。
- ② 何かな？ 様々なことに興味を持てるような環境を整えます。

★ 年少以上 教育目標 ★

- ① 夢中になって あそぼう
- ② 最後まで やりとげよう
- ③ ものを大切にしよう

- (Ⅰ) 子ども自身が持っている育つ力を十分発揮させ、自主自立の心を養います。
- (Ⅱ) 人への愛情や信頼感を育て、道徳性の芽生えを培います。
- (Ⅲ) 遊びを中心とした総合的な活動を通して、心身の発達を図ります。
- (Ⅳ) 遊びを通して、数量や文字に興味関心が持てるようにします。
- (Ⅴ) 絵本の読み聞かせや、音楽・絵画等の表現活動を通して、
豊かなイメージや情操を育てます。
- (Ⅵ) 英語教室や体育教室を通して、外国の文化に触れ、
チャレンジする楽しさと充実感を味わいます。



★利用手続きについて★

☆支給認定

1号認定	満3歳以上で幼稚園タイプの利用を希望する子ども
2号認定(満3歳以上)及び 3号認定(満3歳未満)	保護者の就労状況や疾病等(保育を必要とする事由)により、保育園タイプの利用を必要とする子ども

☆保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保護者の就労状況などにより、保育を利用できる時間が「保育標準時間」(11時間以内)と「保育短時間」(8時間以内)に区分されます。

※「保育標準時間」はフルタイムの就労を「保育短時間」はパートタイムの就労を想定しています。

保育を必要とする事由

- ① 就労(月16日以上かつ1日4時間以上の勤務、又は内職では月15,000円以上の収入)
- ② 妊娠、出産(産前3カ月から産後8週経過月の月末まで)
- ③ 保護者の疾病、傷害
- ④ 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVの恐れがあること
- ⑨ 育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

☆1号認定預り補助(新2号・新3号認定)について

1号認定の方で上記「保育を必要とする事由」に該当し認定された場合、預かり保育料の補助が出ます。(新3号(満3歳児)は、住民税非課税世帯が対象です。)

☆詳しいことは須津幼稚園までお問い合わせください。

住所 富士市神谷新町227

TEL 0545-34-2295

◎お子さんが集団生活をする上で心配な事がある場合は、事前にご相談ください。